

確認項目及び確認文書

P 1 ~ P 5

(居宅療養管理指導)

介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月）
（厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）
別添1から抜粋

105 居宅療養管理指導

個別サービスの質に関する事項			
	確認項目	確認文書	
運 営	内容及び手続の説明及び同意 (第 8 条)	・利用申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか ・重要事項説明書の内容に不備等はないか	・重要事項説明書 (利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの) ・利用契約書
	心身の状況等の把握 (第 13 条)	・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	・サービス担当者会議の記録
	居宅介護支援事業者等との連携 (第 64 条)	・サービス担当者会議を通じて介護支援専門員や他サービスと連携しているか	・サービス担当者会議の記録
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第 16 条)	・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	・居宅サービス計画
	サービス提供の記録 (第 19 条)	・サービスの提供日及び内容、利用者の心身の状況等を記録しているか	・居宅サービス計画 ・サービス提供記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
	確認項目	確認文書	
人 員	従業員の員数 (第 85 条)	・従業員の員数は適切であるか ・必要な資格は有しているか	・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証
運 営	受給資格等の確認 (第 11 条)	・被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
	利用料等の受領 (第 87 条)	・利用者からの費用徴収は適切に行われているか ・領収書を発行しているか ・医療費控除の記載は適切か	・請求書 ・領収書
	運営規程 (第 90 条)	・運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業員の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する事項 7.その他運営に関する重要事項	・運営規程

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
	確認項目	確認文書	
運 営	勤務体制の確保等 (第 30 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供は事業所の従業者によって行われているか ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
	業務継続計画の策定等 (第 30 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。 ・従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・計画の見直しを行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録
	衛生管理等 (第 31 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に 1 回開催しているか ・従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
	秘密保持等 (第 33 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか ・退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報同意書 ・従業者の秘密保持誓約書
	苦情処理 (第 36 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
	事故発生時の対応 (第 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
		確認項目	確認文書
運 営	虐待の防止 (第 37 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業員に周知しているか ・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ・従業員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

注 1) () は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の該当条項

注 2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

「運営規程」のうち虐待の防止のための措置に関する事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項、「虐待の防止」

令和 6 年 4 月 1 日より適用（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

令和5年度 鹿児島県介護保険施設等集団指導 資料

人員基準，設備基準及び運営基準等について・・・P6～
介護給付費の算定及び取扱いについて・・・P24～

居宅療養管理指導

指定居宅療養管理指導

	着 眼 点	自己評価
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	適・否
	(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	適・否
	(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	適・否
	(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>「常勤換算方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護のため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 <p>「常勤」</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 		<p>基準 第3条</p> <p>解釈 第2の2</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）</p>

居宅療養管理指導（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
第1 基本方針	指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の向上を図るものとして行われているか。	適 ・ 否
第2 人員に関する基準		
1 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所	(1) 医師又は歯科医師 (2) 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 ・ その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数としているか。	適 ・ 否
2 薬局である指定居宅療養管理指導事業所	薬剤師	適 ・ 否
3 みなし規定	指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第88条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1から2に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否
第3 設備に関する基準	指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (ただし、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第89条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。)	適 ・ 否
第4 運営に関する基準		
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適 ・ 否 説明書等有 ・ 無 同意の確認有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅サービス計画（作成されている場合） ○提供した個々の指定居宅療養管理指導に係る記録など ○勤務表 ○免許証 など 	<p>法第73条第1項 基準 第84条</p> <p>基準 第85条</p> <p>基準 第85条第2項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所又は薬局であるか。 ・ 指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているか。 ・ 指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ・ 設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができる。 	○平面図	<p>法第74条第2項 基準 第86条</p> <p>解釈 第3の五の2の(1),(2)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。 ・ 利用者の同意は、書面によって確認することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営規程 ○利用料金等の説明文書、パンフレットなど ○同意に関する記録 	基準第91条 準用(第8条)	

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定居宅療養管理指導事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えない。）となっているか。</p> <p>指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>提供拒否有 ・ 無 拒否の理由（ ）</p> <p>事例の有無有 ・ 無</p>	<p>【重要事項の主な項目】</p> <p>① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況） ⑥ 利用料（保険給付対象外の費用も含む） など</p> <p>（正当な理由の例）</p> <p>① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>・ 事前に近隣の指定居宅療養管理指導事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。</p>		<p>解釈準用 （第3の一の3の(2)）</p> <p>基準第91条 準用（第9条） 解釈準用 （第3の一の3の(3)）</p> <p>基準第91条 準用（第10条） 解釈準用 （第3の一の3の(4)）</p>	
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>5 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めているか。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>事例の有無有 ・ 無</p> <p>事例の有無有 ・ 無</p>	<p>・ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項である。</p> <p>・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。</p> <p>・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。</p>	<p>○居宅療養管理指導計画 など</p>	<p>基準第91条 準用 （第11条第1項）</p> <p>基準第91条 準用 （第11条第2項） （法第73条2項）</p> <p>基準第91条 準用 （第12条第1項）</p> <p>基準第91条 準用 （第12条第2項）</p>	

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。 	<p>○サービス担当者会議で居宅介護支援事業者が提供した居宅サービス計画 など</p>	<p>基準第91条 準用(第13条)</p>	
<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。 サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。 	<p>○出張記録 ○実績記録</p>	<p>基準第91条 準用 (第64条第1項)</p> <p>基準第91条 準用 (第64条第2項)</p>	
<p>8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導の提供を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われているか。 居宅療養管理指導計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 	<p>○居宅サービス計画 ○居宅療養管理指導計画 ○サービス提供票 など</p>	<p>基準第91条 準用(第16条)</p>	
<p>9 身分を証する書類の携行</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>(2) 証書等には、当該指定居宅療養管理指導事業所の名称、当該居宅療養管理指導従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>適 ・ 否 身分証明書有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身分証明書の様式は、定められていないので任意の様式となるが、(2)の要件の外に、当該居宅療養管理指導従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 	<p>○身分を証する書類</p>	<p>基準第91条 準用(第18条) 解釈準用 (第3の一の3の(9))</p>	
<p>10 サービスの提供の記録</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>適 ・ 否 書面の種類 ・ サービス利用票 その他の書面 ()</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。 利用者が所持する書面（例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付するサービス利用票）への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 	<p>○利用者への交付書面(控)</p>	<p>基準第91条 準用(第19条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の(10)②)</p> <p>鹿児島県条例</p>	

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>11 利用料等の受領</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、(6)により領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定居宅療養管理指導事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅療養管理指導について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅療養管理指導に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅療養管理指導に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>費用の徴収有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否 同意文書有 ・ 無</p> <p>領収証の交付有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否 償還払い有 ・ 無 領収証の交付有 ・ 無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定められた利用者負担額（1割～3割相当額）の支払いを受けているか。 費用の全額（10割）の支払いを受けているか。 保険給付の対象外の便宜に係る費用は、その実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから、運営規程等に明示されているか。 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名を受けているか。 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締め一括の形でよいが、領収証は利用者負担金受領の都度に交付しているか。 消費税の取扱いは適正か。 領収証には次に掲げる費用区分を明確にすること。 <ol style="list-style-type: none"> 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 食事の提供に要した費用の額 滞在に要した費用の額 その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 	<p>○金銭台帳の類 ○請求書及び領収証(控) ○介護給付費請求明細書(控) ○運営規程 ○利用料金等の説明文書</p> <p>○運営規程 ○利用料金等の説明文書</p> <p>○請求書及び領収証(控)</p> <p>○請求書及び領収証(控)</p> <p>○サービス提供証明書(控)</p>	<p>基準 第87条</p> <p>解釈準用 (第3の三の3の(2))</p> <p>法第41条8項</p> <p>施行規則第65条</p> <p>基準第91条 準用(第21条)</p>	
<p>12 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>適 ・ 否 償還払い有 ・ 無 領収証の交付有 ・ 無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 	<p>○サービス提供証明書(控)</p>	<p>基準第91条 準用(第21条)</p>	

居宅療養管理指導（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項	
13 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	(1) 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われているか。	適 ・ 否	<p>【指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針】</p> <p>① 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要介護者に対して行うものであり、サービスの提供状況に応じた指導又は助言が行えるよう、日頃から居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者と連携を図ること。</p> <p>② 指定居宅療養管理指導事業者は、要介護者にサービスを提供している事業者に対して、サービス担当者会議への参加や文書の交付等を通じ、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。</p> <p>③ 薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。</p>	○居宅療養管理指導計画 ○実績記録 ○診療録 など	基準 第88条 解釈 第3の五の3(2)		
14 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針	(1) 医師又は歯科医師が行う場合	適 ・ 否				基準第89条 第1項第一号	
	(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。	適 ・ 否				基準第89条 第1項第二号	
	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。	適 ・ 否				基準第89条 第1項第三号	
	(3) (2)に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。	適 ・ 否				基準第89条 第1項第四号	
	(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。	適 ・ 否				基準第89条 第1項第五号	
	(5) (4)に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。	適 ・ 否				基準第89条 第1項第六号	
	(6) (5)の場合において、サービス担当者会議への参加によるのが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。	適 ・ 否				基準第89条 第1項第七号	
	(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しているか。	適 ・ 否				基準第89条 第2項第一号	
(2) 薬剤師が行う場合	(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適 ・ 否					

居宅療養管理指導（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項	
	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適 ・ 否			基準第89条 第2項 第二号		
	(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。	適 ・ 否			基準第89条 第2項 第三号		
	(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要であると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。	適 ・ 否			基準第89条 第2項 第四号		
	(5) (4)に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っているか。	適 ・ 否			基準第89条 第2項 第五号		
	(6) (5)の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。	適 ・ 否			基準第89条 第2項 第六号		
	(7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。	適 ・ 否			基準第89条 第2項 第七号		
(3) 歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合	(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適 ・ 否				基準第89条 第3項 第一号	
	(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適 ・ 否				基準第89条 第3項 第二号	
	(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。	適 ・ 否				基準第89条 第3項 第三号	
	(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。	適 ・ 否 事例の有無 有 ・ 無				基準第89条 第3項 第四号	

居宅療養管理指導（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
15 利用者に関する市町村への通知	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>事例の有無 有・無</p> <p>適・否 事例の有無 有・無</p>	<p>・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、事業者は、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。</p> <p>・ 事業所の管理者が選任した者に、必要な管理の代行をさせている場合は、組織図等により指揮命令系統を明確にしているか。</p> <p>・ 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 ・ 変更があった場合、変更届が適正になされているか。</p> <p>・ 「居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士）ごとの種類を定するもの。</p> <p>〈留意点〉 ① 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 ② 居宅療養管理指導従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある居宅療養管理指導従業者を指すものであること。 ③ 居宅療養管理指導従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。</p>	<p>○組織図等（管理代行者をおいている場合） ○運営規程 など</p> <p>○運営規程</p> <p>○勤務計画（予定）表など ○勤務表 ○辞令又は雇用契約書 ○運営規程 ○職員の研修の記録など</p>	<p>基準第91条 準用（第26条）</p> <p>解釈準用 （第3の一の3の（15））</p> <p>基準第91条 準用（第52条） 解釈準用（第3の二の3（4））</p> <p>基準第90条 解釈 第3の五の3（3）</p> <p>基準第91条 準用 （第30条第1項）</p> <p>解釈準用 （第3の一の3の（21））</p> <p>基準第91条 準用 （第30条第2項）</p> <p>基準第91条 準用 （第30条第3項）</p>	
16 管理者の責務	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第6章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>管理代行者 有・無 組織図等 有・無</p> <p>適・否</p>				
17 運営規程	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項</p>	適・否				
18 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しているか。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否 実施時期 ()</p>				

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>(5) 指定居宅療養管理指導事業者は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。</p> <p>※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業者が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。</p>	<p>適・否</p>	<p>・ 事業主には、<u>職場におけるハラスメント（※1）</u>の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。</p> <p>・ セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>〈事業者が講ずべき措置の具体的内容〉 （指針）</p> <p>・ 「事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）</p> <p>・ 「<u>パワーハラスメント指針</u>」（※2）（令和2年厚生労働省告示第5号）</p> <p>（留意事項）</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>〈事業者が講じることが望ましい取組について〉</p> <p>・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、</p> <p>②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。</p>		<p>基準第91条 準用 （第30条第4項）</p> <p>解釈準用 （第3の一の3の(21)④）</p> <p>・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項</p> <p>・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項</p>	

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>19 業務継続計画の策定等</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業者が講ずべき措置の具体的内容’の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業者はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 指定居宅療養管理指導事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、居宅療養管理指導従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 <p>【業務継続計画の記載項目等】</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 感染症に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 		<p>基準第91条 準用 (第30条の2)</p> <p>解釈 第3の五の3 の(4)</p>	<p>※経過措置 ・業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p> <p>※厚生労働省ホームページ参照 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p> <p>参照 ・「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」 ・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」</p>

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p style="text-align: center;">20 衛生管理等</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定居宅療養管理指導事業所における感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>※「感染症対策委員会」：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ※「感染症対策担当者」：専任の感染症対策を担当する者 ※「テレビ電話装置等」：テレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>【研修の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 <p>【訓練（シミュレーション）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また、従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 <p>【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <p>イ 感染症対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要がある。 	<p>○ 感染予防に関するマニュアル等</p> <p>○ 感染予防に関する職員研修記録等</p>	<p>基準第91条 準用（第30条の2）</p> <p>解釈 第3の五の3の(4)</p> <p>基準第91条 準用（第31条第1項）</p> <p>基準第91条 準用（第31条第2項）</p> <p>基準第91条 準用（第31条第3項）</p> <p>解釈 第3の五の3(5)</p>	<p>※経過措置</p> <p>・ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	<p>② 当該指定居宅療養管理指導事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定居宅療養管理指導事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>・ 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>・ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>・ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>・ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>・ 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>□感染症の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>・ 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。</p> <p>・ 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>ハ感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</p> <p>・ 居宅療養管理指導従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。</p> <p>・ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。</p> <p>・ 研修の実施内容についても記録すること</p> <p>・ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。</p> <p>・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。</p> <p>・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行</p>		<p>基準第91条 準用 (第31条第3項)</p> <p>解釈 第3の五の3 (5)</p>	<p>参照 「介護現場における感染対策の手引き」</p>

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>21 掲 示</p> <p>22 秘密保持等</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、上記(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅療養管理指導事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。</p> <p>(1) 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>文書による同意 有 ・ 無</p>	<p>動けるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 <p>※重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の概要、 ・ 居宅療養管理指導従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 居宅療養管理指導従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、居宅療養管理指導従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅療養管理指導事業所に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 ・ 個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明（利用の目的や配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。 	<p>○秘密保持に関する就業時の取り決め</p> <p>○利用者の同意に関する記録</p>	<p>基準第91条 準用（第31条第3項）</p> <p>解釈 第3の五の3(5)</p> <p>基準第91条 準用（第32条）</p> <p>解釈 準用（第3の一の3の(24)）</p> <p>基準第91条 準用（第33条）</p> <p>基準第91条 準用（第35条）</p>	
<p>23 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益供与を行っていないか。</p>	<p>適 ・ 否</p>				

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>24 苦情処理</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第23条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(5) 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定居宅療養管理指導事業者は、国保連からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国保連に報告しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>市町村の調査 有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>国保連の調査 有 ・ 無 適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理の相談窓口があるか。 苦情処理体制、手続きが定められているか。 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 <p>指定居宅療養管理指導事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>当該指定居宅療養管理指導事業所に対する利用者からの苦情に関する市町村及び国保連からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。</p>	<p>○苦情処理に関する記録</p> <p>○サービス内容の説明文書など</p>	<p>基準第91条 準用（第36条）</p> <p>解釈準用 （第3の一の3の （25）①）</p> <p>解釈準用 （第3の一の3の （25）②）</p>	
<p>25 地域との連携等</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。</p>		<p>基準第91条 準用 （第36条の2）</p>	

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>26 事故発生時の対応</p>	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>事故の発生 有・無</p> <p>適・否</p> <p>事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入</p> <p>適・否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<p>○緊急時の連絡体制に関する書類</p> <p>○事故に関する記録</p> <p>○損害賠償保険証書</p>	<p>基準第91条 準用(第37条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3の (27)③)</p>	
<p>27 虐待の防止</p>	<p>指定居宅療養管理指導事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 当該指定居宅療養管理指導事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 当該指定居宅療養管理指導事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※「高齢者虐待防止法」：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）</p> <p>※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>○次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅療養管理指導事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 虐待等の早期発見 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 虐待等への迅速かつ適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定居宅療養管理指導事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。 <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者を含む幅広い職種で構成する。 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 	<p>○損害賠償保険証書</p>	<p>基準第91条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の五の3 (6)</p>	<p>※経過措置 ・虐待防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。</p>

着	眼	点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
				<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 <p>〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>②虐待の防止のための指針</p> <p>次のような項目を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 		<p>基準第91条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の五の3 (6)</p>	

	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
			<p>③虐待の防止のための従業者に対する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 <p>④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅療養管理指導事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同じの従業者が務めることが望ましい。 		<p>基準第91条 準用 (第37条の2)</p> <p>解釈 第3の五の3 (6)</p>	
28 会計の区分	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>			<p>基準第91条 準用(第38条)</p> <p>平13年老振発第18号</p>	
29 記録の整備	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>② 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p> <p>③ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録</p> <p>④ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ・指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録を含む。 ・(2)の①においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。 	<p>○居宅療養管理指導計画</p> <p>○実績記録</p> <p>○診療記録</p> <p>等</p>	<p>基準第90条の2</p> <p>解釈 第3の五の3 (7)</p>	

居宅療養管理指導（口囲みは運営指導時の確認項目）

	着 眼 点	自己評価
第5 変更の届出等	<p>(1) 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅療養管理指導事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内にその旨を県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
第6 電磁的記録等	<p>(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（受給者証の確認）第1項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。</p>	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。） ④ 事業所の病院、診療所又は薬局の別及び提供する居宅療養管理指導の種類 ⑤ 事業所の平面図 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑦ 運営規程 	○変更届	<p>法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第五号</p> <p>法第75条第2項</p> <p>基準 第217条</p>	

指定居宅療養管理指導事業

	着 眼 点	自己評価
【介護給付費の算定及び取扱い】		
1 基本的事項	(1) 指定居宅療養管理指導事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 (2) 指定居宅療養管理指導事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
※ 経過措置 (0.1%上乘せ分)	令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定しているか。	適 ・ 否
2 通院が困難な利用者について	居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定していないか。	適 ・ 否
3 単一建物居住者について	ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなしているか。 1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定しているか。 居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
4 医師・歯科医師が行う場合	(1) 在宅の利用者であって通院が困難な者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の医師及び歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が、同一月に訪問診療、往診又は歯科訪問診療若しくは指定居宅療養管理指導を行っているものをい	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率（〇〇％）を設定する。 割引を設定する場合、事前に県に届出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費請求書（控） 介護給付費請求明細書（控） 領収証（控） サービス提供票 居宅療養管理指導計画 実績記録 介護給付費算定に関する届出 	<p>法第41条第4項 法第53条第2項 報酬告示の一 報酬告示の二</p> <p>報酬告示 附則第12条</p> <p>解釈 第2の6(1)</p> <p>解釈 第2の6(2)</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第36号）</p> <p>報酬告示 イの注1 ロの注1</p> <p>解釈 第2の6(3)①</p>
<ul style="list-style-type: none"> 例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できない（やむを得ない事情がある場合を除く。）。 			
<ul style="list-style-type: none"> 単一建物居住者の人数：居宅療養管理指導の利用者が居住する建築物に居住する者のうち、同一月の利用者数 単一建物居住者の人数は、同一月における以下の利用者の人数をいう。 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している利用者 イ（介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る。）などのサービスを受けている利用者 			
<ul style="list-style-type: none"> 利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこと。 必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費請求書（控） 介護給付費請求明細書（控） 居宅療養管理指導計画 サービス提供記録 情報提供が確認できる書類 診療録 など 		

着 眼 点	自己評価
う。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定しているか。	
イ 医師が行う場合 (一) 居宅療養管理指導費(I) ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 514単位 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位 ③ ①及び②以外の場合 445単位 (二) 居宅療養管理指導費(II) ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 298単位 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 286単位 ③ ①及び②以外の場合 259単位	適・否
・居宅療養管理指導費(I)については居宅療養管理指導費(II)を算定する場合以外の場合に、居宅療養管理指導費(II)については医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	適・否
ロ 歯科医師が行う場合 ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位 ③ ①及び②以外の場合 440単位	
(2) 介護支援専門員への情報提供がない場合に、報酬算定していないか。	適・否
(3) 主治の医師及び歯科医師が、1人の利用者について、それぞれ月2回までの算定としているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする(必ずしも文書等による必要はない。) サービス担当者会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等は、下記の「情報提供すべき事項」について、原則として、文書等(メール、FAX等でも可)により、ケアマネジャー等に対して情報提供を行うことで足りる。 (情報提供すべき事項) (a) 基本情報(医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等) (b) 利用者の病状、経過等 (c) 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等 (d) 利用者の日常生活上の留意事項、社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等に関する指導又は助言は、文書等の交付により行うよう努めること。なお、口頭により指導又は助言を行った場合、その要点を記録することが必要であるが、医療保険の診療録に記載する場合、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。 介護支援専門員によるケアプランの作成が行われていない場合 居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などのケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない利用者に対して居宅療養管理指導を行う場合は、解釈通知における算定内容の規定にかかわらず算定できる。 ただし、当該利用者が、他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該他の介護サービス事業者等に対し、介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこと。 算定日は、当該月の訪問診療又は往診を行った日とする。 		<p>解釈 第2の6(3)② ア</p> <p>報酬告示 イの注2</p> <p>解釈 第2の6(3)② イ</p> <p>解釈 第2の6(3)③</p> <p>解釈 第2の6(3)④</p> <p>解釈 第2の6(3)⑤</p>	

	着 眼 点	自己評価
4 薬剤師が行う場合	(4) 特別地域居宅療養管理指導加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否
	(5) 中山間地域等における小規模事業所加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める地域 平成21年厚生労働省告示第83号の一	適・否
	(6) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について 指定居宅療養管理指導事業所の医師又は歯科医師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否
4 薬剤師が行う場合	(1) 在宅の利用者であって通院が困難な者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的指導計画）に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定しているか。	適・否
	ただし、薬局の薬剤師にあつては、末期の悪性腫瘍の者及び中心静脈栄養を受けている者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	適・否
	イ 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 565単位 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 416単位 ③ ①及び②以外の場合 379単位	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成24年厚生労働省告示第120号		報酬告示 イの注3 ロの注2	
※厚生労働大臣が定める施設基準（施設基準の四の三イ） ・1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事業所 ・延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数をいう。 ・利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。		報酬告示 イの注4 ロの注3	施設基準： 厚生労働大臣が定める施設基準（平27.3.23厚生労働大臣告示第96号）
※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成27年厚生労働省告示第92号の二 ・医科診療報酬点数表C000往診料の注4、C001在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報酬点数表C000歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外する。		報酬告示 イの注5 ロの注4 解釈 第2の6(9)	
・薬局薬剤師が行う場合は、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録（薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあつては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。	○ 介護給付費請求書（控） ○ 介護給付費請求明細書（控） ○ 居宅療養管理指導計画 ○ サービス提供記録 ○ 情報提供が確認できる書類 ○ 診療録 など	報酬告示 ハの注1 解釈 第2の6(4)①	
・薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア～ツについて記載しなければならない。 ア 利用者の基礎情報として、利用者の氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者証の番号、住所、必要に応じて緊急時の連絡先等 イ 処方及び調剤内容として、処方した医療機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等		解釈 第2の6(4)⑤	

着 眼 点	自己評価
<p>□ 薬局の薬剤師が行う場合</p> <p>① 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位</p> <p>② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位</p> <p>③ ①及び②以外の場合 341単位</p>	
<p>(2) 介護支援専門員への情報提供を行わずに、報酬算定していないか。</p>	適・否
<p>(3) 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合（がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者に対するものを除く。）にあつては、算定する日の間隔は6日以上としているか。</p> <p>がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。</p> <p>医療機関の薬剤師が行う居宅療養管理指導を月2回算定する場合にあつては、算定する日の間隔は6日以上とする。</p>	適・否
<p>(4) 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合、居宅療養管理指導費を算定していないか。</p>	適・否
<p>(5) 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であつて、別に厚生労働大臣が定める者に対して、情報通信機器を用いた服薬指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、1月に1回に限り45単位を算定しているか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める者（利用者等告示・十の二） ・薬局の薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月に1回算定している者</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>ウ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等</p> <p>エ 疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患</p> <p>オ 併用薬等（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。）の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等</p> <p>カ 服薬状況（残薬の状況を含む。）</p> <p>キ 副作用が疑われる症状の有無（利用者の服薬中の体調の変化を含む。）及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点</p> <p>ク 併用薬等（一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む。）の情報</p> <p>ケ 合併症の情報</p> <p>コ 他科受診の有無</p> <p>サ 副作用が疑われる症状の有無</p> <p>シ 飲食物（現に利用者が服用している薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況等</p> <p>ス 服薬指導の要点</p> <p>セ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名</p> <p>ソ 処方医から提供された情報の要点</p> <p>タ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）</p> <p>チ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点</p> <p>ツ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあつては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点</p>		<p>解釈 第2の6(4)④</p> <p>解釈 第2の6(4)⑧</p> <p>報酬告示 ハの注2</p>	<p>利用者等告示： 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27.3.23厚生労働大臣告示第94号）</p>
<p>・ 情報通信機器を用いた服薬指導は、当該薬局内において行うこと。</p> <p>・ 利用者の同意を得た上で、対面による服薬指導と情報通信機器を用いた服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、当該計画に基づき情報通信機器を用いた服薬指導を実施すること。</p> <p>・ 情報通信機器を用いた服薬指導を行う薬剤師は、原則として同一の者であること。ただし、次のa及びbをいずれも満たしている場合に限り、やむを得ない事由により同一の薬剤師が対応できないときに当該薬局に勤務する他の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行っても差し支えない。</p>			

着	眼	点	自己評価	
			<p>(6) 疼痛緩和のために、麻薬及び向精神薬取締法第2条第一号に規定する麻薬の投与が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(5)を算定している場合は算定しない。</p>	適・否
			<p>(7) 特別地域居宅療養管理指導加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、(5)を算定している場合は算定しない。</p>	適・否
			<p>(8) 中山間地域等における小規模事業所加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、(5)を算定している場合は算定しない。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める地域 平成21年厚生労働省告示第83号の一</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>a 当該薬局に勤務する他の薬剤師（あらかじめ対面による服薬指導を実施したことがある2名までの薬剤師に限る。）の氏名を服薬指導計画に記載していること。</p> <p>b 当該他の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行うことについて、あらかじめ利用者の同意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該居宅療養管理指導の指示を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと。 利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること。また、利用者が服用中の医薬品等について、利用者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう必要な情報を手帳に添付又は記載すること。 薬剤を利用者宅に配送する場合は、その受領の確認を行うこと。 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び医薬品等を利用者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。 <p>※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成24年厚生労働省告示第120号</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 施設基準・四の三八</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事業所 延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数をいう。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。 		<p>報酬告示 ハの注3</p> <p>報酬告示 ハの注4</p> <p>報酬告示 ハの注5</p>	

	着 眼 点	自己評価
5 管理栄養士が行う場合	(9) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、(5)を算定している場合は算定しない。	適・否
	(1) 在宅の利用者であって通院又は通所が困難な者に対して、以下のイ～ハに掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定しているか。 居宅療養管理指導費（Ⅰ） ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 544単位 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位 ③ ①及び②以外の場合 443単位	適・否
	(2) 在宅の利用者であって通院又は通所が困難な者に対して、以下のイ～ハに掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設（介護福祉施設サービスの、介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスの栄養マネジメント強化加算に規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定しているか。 居宅療養管理指導費（Ⅱ） ① 単一建物居住者1人に対して行う場合 524単位 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 466単位 ③ ①及び②以外の場合 423単位	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成21年厚労省告示第83号の二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医科診療報酬点数表C000往診料の注4、C001在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報酬点数表C000歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外する。 ・ 栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。 ・ 居宅療養管理指導（Ⅰ）については、指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、居宅療養管理指導を実施した場合に、算定できる。なお、管理栄養士は常勤である必要はなく、要件に適合した指導が行われていれば算定できる。 ・ 居宅療養管理指導（Ⅱ）について、他の指定居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士を確保し、居宅療養管理指導を実施する場合は、計画的な医学的管理を行っている医師が所属する指定居宅療養管理指導事業所が認めた場合は、管理栄養士が所属する指定居宅療養管理指導事業所が算定することができる。 ・ 居宅療養管理指導（Ⅱ）を算定する場合、管理栄養士は、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師と十分に連携を図り、判断が必要な場合などに速やかに連絡が取れる体制を構築すること。なお、所属が同一か否かに関わらず、医師から管理栄養士への指示は、居宅療養管理指導の一環として行われるものであることに留意が必要であること。 ・ 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師に提供するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費請求書（控） ○ 介護給付費請求明細書（控） ○ 居宅療養管理指導計画 ○ サービス提供記録 ○ 情報提供が確認できる書類 ○ 診療録 など 	<p>報酬告示 ハの注6</p> <p>解釈 第2の6(9)</p> <p>報酬告示 二の注1</p> <p>解釈 第2の6(5)①</p> <p>解釈 第2の6(5)②</p> <p>解釈 第2の6(5)③</p> <p>解釈 第2の6(5)⑤</p> <p>解釈 第2の6(5)⑧</p>	

	着 眼 点	自己評価
	<p>イ. 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、薬剤師その他の職種の方が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ロ. 利用者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行い、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ハ. 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	
	<p>(3) 特別地域居宅療養管理指導加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否
	<p>(4) 中山間地域等における小規模事業所加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める地域：平成21年厚生労働省告示第83号の一</p>	適・否
	<p>(5) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否
6 歯科衛生士等が行う場合	<p>(1) 在宅の利用者であって通院が困難な者に対して、以下のイ～ハ以下に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>※厚生労働大臣が定める特別食（平成27年利用者等告示の十二） 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症（肥満度が+40%以上又はBMIが30以上）の患者に対する治療食を含む。 <p>※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成24年厚生労働省告示第120号</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準： 施設基準・四の三ホ</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事業所 延訪問回数は前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均延訪問回数をいう。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。 <p>※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成21年厚生労働省告示第83号の二</p> <ul style="list-style-type: none"> 医科診療報酬点数表C000往診料の注4、C001在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報酬点数表C000歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> 管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上行った場合について算定し、実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できない。 	<p>○ 介護給付費請求書(控)</p> <p>○ 介護給付費請求明細書(控)</p> <p>○ 居宅療養管理指導計画</p>	<p>解釈 第2の6(5)⑦</p> <p>報酬告示 二の注2</p> <p>報酬告示 二の注3</p> <p>報酬告示 二の注4</p> <p>解釈 第2の6(9)</p>	<p>報酬告示 ホの注1</p> <p>解釈 第2の6(6)①</p>

着 眼 点	自己評価
<p>所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位を算定しているか。</p> <p>イ. 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者(その実施に同意する者に限る。)に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。</p> <p>ロ. 利用者ごとの管理指導計画に従い、療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。</p> <p>ハ. 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること</p> <p>① 単一建物居住者1人に対して行う場合 361単位 ② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 325単位 ③ ①及び②以外の場合 294単位</p> <p>(2) 特別地域居宅療養管理指導加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(3) 中山間地域等における小規模事業所加算について 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成21年厚生労働省告示第83号の一</p> <p>(4) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定する。 歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まない。 当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師は、訪問診療の結果等に基づき指示した内容の要点を記載し、共同で作成した管理指導計画を添付する等により保存する。また、実地指導を行う歯科衛生士等に対する指示等の内容の要点を記載する。 なお、当該記載及び添付については、医療保険の診療録に記載及び添付することとしてもよいが、記載については、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別すること。 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った歯科医師に提供しよう努めること。 <p>※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成24年厚生労働省告示第120号</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準： 施設基準・四の三六 ・1月当たり延べ訪問回数が50回以下の事業所 ・延訪問回数は前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均延訪問回数をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に事前に説明を行い、同意を得ること。 <p>※別に厚生労働大臣が定める地域： 平成21年厚生労働省告示第83号の二</p> <ul style="list-style-type: none"> 医科診療報酬点数表C000往診料の注4、C001在宅患者訪問診療料の注9又は歯科診療報酬点数表C000歯科訪問診療料の注9を算定している場合は、当該加算の対象から除外する。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供記録 情報提供が確認できる書類 診療録 など 	<p>解釈 第2の6(6)②</p> <p>解釈 第2の6(5)③</p> <p>解釈 第2の6(5)⑦</p> <p>解釈 第2の6(5)⑨</p> <p>報酬告示 木の注2</p> <p>報酬告示 木の注3</p> <p>報酬告示 木注4</p> <p>解釈 第2の6(9)</p>	

【鹿児島県からお願い】

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出に際しまして、これまで地域振興局や支庁（注1）では、届出の「受理通知」を発行しておりましたが、令和5年4月からは発行いたしておりません。

（注1）事業所の所在する市町村を管轄する各地域振興局及び支庁です。
鹿児島市内に所在する事業所の提出先は鹿児島市長寿あんしん課です。

【届出を受付けた記録を希望する場合】

- ・ 地域振興局や支庁では、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）（別紙2）の控えに「受付印」を押印（注2）しています。
- ・ 郵送の場合は、返信用封筒（返信先のあて名を記入，必要額の切手を貼付）も必要です。※持参の場合は不要です。

（注2）受付印を押印した届出書の控えは、届出書が地域振興局及び支庁に到着した日付を示すもので、手続きの完了等を意味するものではありません。
必要に応じて届出書の差し替えや再提出を求める場合があります。